



民間の手続きでマイナンバーが必要な場合

マイナンバーは、現在のところ税・社会保障・災害の分野に限り利用できると定められています。そのため市役所などでの手続きのほか、税関係の手続きとして下表の場合にもマイナンバーの提示が必要となります。

通知カードが届いていない方は

通知カード（各世帯に郵便で配達されたカード）を受け取っていない方は、市民生活課または各支所市民生活室へお問い合わせください。

○マイナンバー制度に関する問い合わせや出前トークの申し込み

企画課政策推進係 ☎0824-73-1112

○通知カードや個人番号カードに関する問い合わせ

市民生活課戸籍住民係 ☎0824-73-1157

○消費者ホットライン 「局番なしの1888」へ

マイナンバー提供先	マイナンバーを提供する必要がある方
勤務先	○給与などを受けている方(扶養親族を含む。)
不動産業者など 【不動産仲介料、 不動産使用料(家賃) を支払う法人】	○不動産業者または法人から年間100万円超の不動産譲渡の対価、または年間15万円超の不動産仲介料・不動産使用料(家賃)を受け取る方
金融機関など (銀行、証券会社、 生命保険会社、損害 保険会社、先物取 引業者、金地金販 売会社など)	○金融機関で株、投資信託、公社債などの証券取引をしている方(ただし、既存口座については3年間の猶予あり) ○非課税適用の預貯金・財形貯蓄をしている方 ○国外へ送金する方または国外からの送金を受領する方 ○生命保険契約・損害保険契約(支払額100万円超の死亡保険、年間支払額20万超の年金保険、支払額100万円超の一時払い特約・満期返戻金特約など)・共済契約をしている方 ○先物取引(FX取引など)の口座がある方 ○信託会社に信託している方 ○1回200万円超の金の地金を売却する方 ○非上場株の配当を受け取る株主 など

※これらの手続きの際は、マイナンバーと本人の確認が必要となりますので、「個人番号カード」または「通知カード」と「身分証明書」をご準備ください。

期日前投票期間が

変わります

選挙管理委員会事務局

☎0824-73-1126

今後行われる国政選挙(衆議院議員選挙、参議院議員選挙)および県知事選挙では、一部の期日前投票所の開設期間を下表のとおり変更します。

これまでは、すべての期日前投票所で選挙期日の公示(告示)日の翌日から投票日の前日まで期日前投票所を開設していました。

しかし、国政選挙と県知事選挙はその期間が11~16日と長く、投票立会人の確保なども困難になっており、期間前半の投票者数も少ないことから、庄原を除く6つの期日前投票所の開設期間を県議会議員選挙と同じ8日間に変更します。

予定ではことし7月ごろ執行予定の参議院議員通常選挙からとなります。

なお、開設期間中の投票時間はこれまでと同じ、午前8時30分から午後8時までです。

期日前投票所名	これまで	これからの開設期間	
	すべての選挙	衆議院議員選挙 参議院議員選挙 県知事選挙	県議会議員選挙 市長選挙 市議会議員選挙
庄原	選挙期日の公示(告示)日の翌日 ↓ 投票日の前日	(変更なし)	(変更なし)
西城・東城 口和・高野 比和・総領		投票日の8日前 ↓ 投票日の前日	(変更なし)
《投票時間	午前8時30分~午後8時(これまでと変更なし)》		